

飯塚市健康づくり・食育推進協議会委員公募要項

- 1 目的 飯塚市健康づくり・食育推進協議会（以下「協議会」という。）では、広く市民の意見を行政に反映させるため、協議会委員の一部を公募します。
- 2 委員の名称等
 - (1) 委員の名称 飯塚市健康づくり・食育推進協議会
 - (2) 公募数 2人以内（1人以上は女性とします。）
 - (3) 委員の任期 任期は委嘱時（令和6年7月1日を予定）から2年とします。
- 3 公募方法等
 - (1) 資格要件 公募申込者の資格がある方は①～④に該当する方です。
 - ① 市内に居住する方
 - ② 年齢満20歳以上の方
 - ③ 健康づくりや食育の推進に興味のある方
 - ④ 平日夜に開催される会議（年1～2回）に出席できる方ただし、次の各号のいずれかに該当する方を除きます。
 - ① 本市の議員及び職員（会計年度任用職員を含む）である方
 - ② 委員を推薦する団体に所属する方（団体一覧別紙参照）
 - ③ 成年被後見人または被補佐人
 - ④ 禁固刑以上の刑に処せられ、その刑が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの方
 - ⑤ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、またはこれに加入した方
 - ⑥ 飯塚市の他の審議会等の委員に委嘱又は任命されている方
 - (2) 公募の方法 市ホームページ・市報に募集記事を掲載します。
 - (3) 公募期間 令和6年6月20日（木）から令和6年6月27日（木）まで（当日必着）
- 4 応募、選考等
 - (1) 応募方法 必要事項を記載した応募申込書を郵送または持参により応募してください。
 - (2) 応募〆切 令和6年6月27日（木）まで（当日必着）
 - (3) 選考方法 応募多数の場合は別途選考を行います。
選考は、面接及び申し込みの際に提出された書類選考等により行います。
 - (4) 選考結果 選考結果は、応募者全員に文書で通知します。
- 5 身分、報酬等
 - (1) 委員の身分 飯塚市特別職（非常勤）として委嘱します。
 - (2) 委員報酬 日額 5,900円
(飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表)

(3) 費用弁償 日額 800 円 (同条例第 5 条)

6 会議の開催 会議は、年 1～2 回程度開催の予定です。

7 主 管

飯塚市福祉部健幸保健課

【応募用紙の提出・問い合わせ先】

〒820-8601 飯塚市忠隈 523 番地

飯塚市 福祉部 健幸保健課 健康づくり係

電話：0948-96-8613 (内線 2164)

土日祝日を除く、月曜～金曜日 8時30分～17時15分

飯塚市健康づくり・食育推進協議会委員公募申込書

申込日：令和 年 月 日

摘 要		記 入 欄
住 所		
氏 名	ふりがな	
	漢 字	
年 齢		
性 別		
職 業		
市内在勤・ 在学の場合	勤務先名・学校名	
	所在地	
電話番号		
応募の動機		